

ドイツ コンツェルン決算書における営業権の会計処理

立花 得雄

- I はじめに
- II 営業権の意義
- III 営業権の会計処理
 - 1. 成果中立的考慮
 - 2. 成果作用的考慮
- IV あとがき

【要旨】

コンツェルン決算書はとくに1990年以降に高い関心がもたれるようになった。ドイツ会計基準委員会DRSC (Deutscher Rechnungslegungsstandard Nr.1) が意図するEU第7号との調和を通して、§ 292 a HGBによる、いわゆる免責コンツェルン決算書befreiender KonzernabschlussにもとづいていわゆるHGB規定によらない世界的決算書の作成が可能となり (Weltabschlussprinzip) , そこで国際的なコンツェルン決算書はHGBから離脱する可能性が生じた。したがって、US GAAPおよびISAをよく理解することが必要となった。

いうまでもなく、企業活動がますます世界的な規模となれば、投資家その他利害関係者が企業活動の実態を知るためにコンツェルンの財産、財務および収益状態についての説明Aufschlussが必要となる。以下に紹介するKating, Karlheinzの資料は彼が採りあげる営業権の会計処理についてHGBが容認する会計処理が時流にそぐわない事態にあると示唆しているとも考えられる。つまり、HGBでは、持分集合による資本連結Kapitalkonsolidierung bei Interessenzusammenführung (§302 HGB) が認められるが、同様に是認される買収法Erwerbsmethode, purchase methodによる営業権の会計処理については、ドイツ商法の規定に照らしてみれば、著しく会計政策的活動余地がある。すなわち、§ 309 HGBにみられる最低4分の1の減額記入による償却、予想される耐用年数に応じて計画的減価記入そして計画外減価記入、さらには積立金との相殺による成果中立的計算 (損益計算の歪曲) などの会計処理は、会計操作の要素をはらんでいると考える。営業権とは何か、そしてその償却処理は多様Heterogenitätであるが、その多様な会計処理の実情をKating, Karlheinzは興味ある調査・分析で指摘している。ここに引用した5つの表は特に必要と考えたもので、合わせてそれらの解説を付け加えた。

【キーワード】

資本連結の目的と課題、資本連結の方法、営業権の会計処理、親会社の計上と評価の選択権の重視、利益計算の歪曲の可能性

はじめに

HGBによって、コンツェルンは組み入れられる企業の財産状態、財務状態および収益状態を明らかにするために、あたかも組入れられた企業が単一の経済的組織であると見做される（§ 297 Abs.3 S. 1 HGB）。この場合に、特別の意義を有する問題点とは、個別決算書の各項目の単なる集計ではないことである。いうまでもなく、個々の個別決算書の作成に当たって、異なる計上および評価選択権が適用されている。それら個別決算書と異なり、コンツェルン決算書は主に情報提供機能を持つが、それだけでなくたとえば配当額測定という法的効果に直接関連なしとしても、しかしそれに対する影響はある。

個別決算書において選択された計上、評価および表示選択権は、そのままコンツェルン決算書にとって強制的な拘束力をもたない。後述のとおり、個別決算書の基準性の原則Massgeblichkeitsprinzipの遵守は今日変更されている。もはや、コンツェルン企業は独自のコンツェルン政策Konzernpolitikに依存するのであって、個別決算書の有するその証言力Aussagekraftは軽視されているといえる。すなわち、個別決算書のコンツェルン決算書に対する基準性は重視されず、上述のように、コンツェルン決算書には別個の会計政策が考慮されるようになった。

実務上、コンツェルン決算書は、利益配当の妥当性Angemessenheitの判断に利用される側面が主張される。現実にコンツェルン決算書は利益分配に対する要求基礎Anspruchsgrundlage資料ではなく、基本的に情報提供機能Funktion der Dokumenteが重視されるが、秘密積立金stille Reservenおよび秘密負担金stille Lasten の表面化、そしてその減価記入額の処理の結果を勘案して財務政策上、分配可能利益をチェックする役割を果たすとも考えられる。基準性の原則を検討するとき、コンツェルン決算書は商法上の個別決算書と異なる目的を持って、独自のコンツェルン会計政策の対象であることを配慮しなければならないのである¹⁾。

さて、コンツェルン決算書に組み入れられる企業の資産、負債、費用および収益は、これらが計上されている個別決算書と異なるといえる。たとえば、親会社に適用されている貸借対照表計上選択権Bilanzierungswahlrechtはコンツェルン決算書に組み入れられる企業の年度決算書での行使に関わりなく、コンツェルン決算書に行使できるからである（§ 300 Abs. 2 HGB）。つまり、上述の基準性の原則の放棄であるが、それは外国企業の組み入れを勘案しての基準性の放棄という実務上の必要にもよるものであろう²⁾。

要するに、貸借対照表計上義務、計上選択権、計上禁止は専ら親会社の立場

で判断され、原則として、コンツェルン決算書には、個別決算書の作成基準と対峙されるコンツェルン決算書の会計政策Bilanzpolitikがある。たとえば、子会社の適用する評価方法と異なる方法を用いることは現によく行われる。

以下Kuting, KarlheinzのDer Geschäfts- oder Firmenwert als Schlüsselgröße der Analyse von Bilanzen deutscher Konzerne, DB 2005, S.2756ff.によって、彼の調査にもとづく営業権Geschäfts- oder Firmenwertの会計処理を紹介して、ドイツ実務の実態を知ろうとする。

営業権の意義

営業権Geschäfts- oder Firmenwert (GoF), Goodwillは今日、企業評価について重要な問題提起をするとKuting, Karlheinzはいう。ここで取り扱う買収法については、2つの方法がある。まず、§ 301 Abs 1 Nr.1 HGBによれば、親会社の資本持分の帳簿価額は、子会社の(帳簿上の)自己資本と相殺される(帳簿価額法)。今1つの方法として、§ 301 Abs.1 Nr.2に制限付新規評価法 begrenzte Neubewertungsmethodeが規定されている。これは前者の方法と異なり、親会社の子会社に対する資本持分は親会社に帰属する子会社の自己資本の帳簿価額と相殺するのでない点に特色がある。つまり親会社に計上されている子会社に対する持分は、それに割り当てられる資産および負債の時価Zeitwertとの対比を考慮する。しかし、新規評価は、親会社の持つ持分の取得原価を超えて子会社の自己資本部分の金額を計上することはできない(§ 301 Abs.1. S.4 HGB)。その限りで取得原価に限定される秘密積立金(stille Anschaffungswert-Reserven)の表面化として作用する。つまり、親会社の当該持分の取得原価が新規評価の限度であり、したがって、この方法では貸方差額は生じない。

連結に当たっては、すべての秘密積立金および秘密負担金が一応明白にできると考えられるが、しかし、完全な表面化の処理は困難である。

上述のとおり、§ 301 Abs.1 Nr.2 HGBによつて、相殺計算の対象となる自己資本の評価とは、コンツェルンに收容されるべき資産、負債、計算区分項目、貸借対照表副次項目の価値Wertと合致する金額が考えられるが³⁾、そこで資本持分との関連で算定される計算技術的な残余額technischer Differenzbetragには、貸借対照表項目の新規評価に付随する営業権評価に介入する恣意性は否定できず、決算書を理解するに当たっての最大の障害の一つであるといわれる。

現実には、営業権金額は秘密積立金および秘密負担金の表面化の手だて(Aufdeckungsmodalitäten)によって決定され、しかも、ドイツ商法による営業権の処理では、秘密積立金は概して取り崩されないか、あるいは一部取り崩され

る場合もあるといわれるが、ここにも会計政策的な配慮の存在が窺えよう。Saarland大学の経済監査研究所の調査にもとづいてドイツの連結実務での営業権の実態が分析・調査されているが、調査対象は2004年度と2003/4年度の工業、商業、サービス業（比較の事情から銀行・保険業、その他金融サービス業を除く）などの132社のコンツェルン決算書で、その内訳はDAX（24）、MDAX（38）、SDAX（41）、TecDAX（29）である⁴⁾。

Kuting, Karlheinzはまず営業権の成果中立的および成果作用的な減価記入の実態を適用会計基準との関係で明らかにする。HGBにしたがって減価記入をしない企業が皆無であることは興味深いことと考える。

第1表 減価記入の実施状況

確定事項	会計基準	HGB	IFRS	US-GAAP	合計
(1)減価記入を実施しない		0	27	24	51
(2)計画的減価記入だけを実施する		10	27	0	37
(3)計画外減価記入だけを実施する		0	11	6	17
(4)計画的・計画外の減価記入を併用する		3	16	0	19
合計		13	81	30	124

営業権の会計処理

1 成果中立的考慮 erfolgsneutrale Berücksichtigung

損益計算に関連なく積立金と相殺する、いわゆる営業権の成果中立的な会計処理は、非減耗性資産nicht abnutzbare Vermögensgegenständeのように、償却の面で成果への有効性Ergebniswirksamkeitから離れて処理されており⁵⁾、減価記入の回避によって収益状況が次年度以降に利益計算の歪曲を促すといわれる。

§ 309 Abs. 1 S. 3 HGBによれば、貸借対照表で準備金と相殺できるとある。このような方法が依然許容されており、この研究調査によれば、この方法はドイツ実務においてかなり高い好評をえていると確認されている。

今日、DRS 4（コンツェルン決算書における企業買収）によって、はっきりと非成果的処理は反論されているにも拘わらず、HGBを固執する会社も少なくない。

営業権の成果作用的・中立的処理の選択権は規定されているが、しかし、後者をドイツ商法から排除することは時宜をえた判断だともいわれる。本調査では16社がHGBによるコンツェルン決算書を作成し、約60%の13社が継続して成果

中立的なこの方法を用い、あるいは今までの適用について報告している⁶⁾。

2 営業権の成果作用的処理 erfolgswirksame Berücksichtigung

営業権の会計処理についてHGBには一義的規定がなく、無形固定資産 immaterielle Vermögensgegenständeか、貸借対照表副次項目 Bilanzierungshilfeかの性格について論議の対象となっている⁷⁾。しかし、IFRSおよびUS- GAAPでは、その性格は明確に決定されて無形固定資産とされる。

この減価記入に関しては§ 309 HGBに見られるとおり、少なくとも4分の1か、または予想される耐用年数に亘っての減価記入かの選択権がある。ここで減価記入額計上の実態について調査結果を掲示する。

HGBでは上述の成果中立的な相殺計算との選択を認めながら、そして、一般的低評価テスト allgemeiner Niederstwerttest (§ 253 Abs.3 HGB) を配慮しつつ、基本的には次年度以降に営業権の25%の減価記入をしなければならないが、なお他にその利用が見込まれる事業年度に亘って計画的に配分することもできる。いずれも成果作用的な処理方法に属する。さらに、金額的にそれを超える減価記入も親会社の選択である。

計画的減価記入については、上掲の第1表にみるとおり、3つの会計領域 Bilanzkreis (適用会計基準による) から、異なった結果をもたらすと Kuting, Karlheinz は指摘する⁸⁾。調査対象企業はIFRS (81社) およびUS- GAAP (30社) 以外に、HGBによって決算書を作成する企業 (13社) であるが、いわゆるHGB企業のうち、10社は計画的減価記入だけを実施している。さらに3社は計画外減価記入をも併用している。

計画的減価記入には、圧倒的に直線的減価記入 lineare Abschreibung が用いられている。耐用年数は税法にしたがって15年が多く、ついで20年の耐用年数を適用した企業がそれに続き、極端な例外事例としては Deutschen Lufthansa の2年、Linde の40年がある。しかし、少なくとも4分の1を減価記入する方法 (§ 309 Abs.1 HGB) はまず見受けられない。ここに、立法者とコンツェルン実務の考え方の相違のあることの好例があろう。減価記入の面でも、用心の原則の処理と損益計算への会計政策的配慮がコンツェルン決算書に制約的な透明性と比較可能性 Transparenz und Vergleichbarkeit をもたらすといわれる所以であらう。

ところで、Kuting, Karlheinzによる営業権と巨額の総資本・自己資本との関係の調査結果を見ると、ある程度営業権の計上操作が推測できる。すなわち、財務事情に左右され、会計操作によって成果中立的処理あるいは成果作用的処理が企業の利益処分に微妙に影響する可能性は明らかである。ここで、まず総資本との関係について調査結果を引用する⁹⁾。

営業権と総資本との割合は、第2表にみられる。

第2表 営業権と総資本関係

企業名	株価指数 (株式市場)	適用会計 基準	貸借対照表 日の総資本 (百万ユーロ)	貸借対照表 日の営業権 (百万ユーロ)	営業権 /総資本
Takkt AG	SDAX	IFRS	457.765	211.411	46%
Fresenius Medical Care AG	DAX	US-GAAP	5836.924	2525.779	43%
GfK AG	SDAX	US-GAAP	560.295	216.48	39%
Fresenius AG	MDAX	US-GAAP	8188	2905	35%
Software AG	TecDAX	IFRS	510.685	174.591	34%
Centrotec AG	SDAX	IFRS	118.211	38.134	32%
TUI AG	DAX	IFRS	12319.3	3763.8	31%
Evotec AG	TecDAX	US-GAAP	138.534	41.685	30%
Thiel Logistik AG	SDAX	US-GAAP	957.983	286.761	30%

最も高い営業権と総資本との比率関係にある9社は、Takkt AGの46%とEvotec AGとThiel Logistik AGの30%の間にあり、うち2社がDAX- Konzerneである。

第3表は総減価記入と営業権の減価記入との関係である。

第3表 総減価記入と営業権の減価記入関係

企業名	株価指数 (株式市場)	適用会計 基準	固定資産の 減価記入 (百万ユーロ)	営業権の 減価記入 (百万ユーロ)	営業権減価記入 /固定資産減価記入
Takkt AG	SDAX	IFRS	24.687	15.675	63%
elexis AG	SDAX	HGB	5.118	3.226	63%
Evotec AG	TecDAX	US-GAAP	88.692	55.824	63%
Teleplan International N.V.	SDAX	IFRS	31.816	17.561	55%
Henkel KGaA	DAX	IFRS	856	442	52%
Bowe Systec AG	SDAX	HGB	19.019	9.151	48%
Indus Holding AG	SDAX	HGB	59.695	23.179	39%
Heidelberg Cement AG	MDAX	IFRS	939.3	345.3	37%
Fuchs Petrolub AG	SDAX	IFRS	43.6	15.6	36%
Masterflex AG	SDAX	IFRS	2.734	0.914	33%

上掲の表によれば、営業権の減価記入額は5つのコンツェルンで減価記入総額の50%を超えており、さらに3社は63%に達するのである。そして、Henkel KGaAだけがDAX関連企業である。

ついでに、第4表にいわゆる減価記入率Abschreibungssätzeを掲げる。Zapf Creation AGおよびPfeiffer Vacuum Technology AGはなんと100%の高率で処理している。

第4表 営業権の高率減価記入

企業名	株価指数 (株式市場)	適用会計 基準	貸借対照表日 の営業権 (百万ユーロ)	営業権の 減価記入 (百万ユーロ)	償却前の 営業権 (百万ユーロ)	減価記入率
Zapf Creation AG	SDAX	US-GAAP	0	0.226	0.226	100%
Pfeiffer Vacuum Technology AG	TecDAX	US-GAAP	0	1.037	1.037	100%
Lanxess AG	MDAX	IFRS	11	27	38	71%
Evotec AG	TecDAX	US-GAAP	41.685	55.824	97.509	57%
Beiersdorf AG	MDAX	IFRS	10	10	20	50%
Ce We Color Holding AG	SDAX	IFRS	6.243	5.39	11.633	46%
Salzgitter AG	MDAX	IFRS	1.288	1.097	2.385	46%
Karstadt-Quelle AG	MDAX	IFRS	185.615	154.376	339.991	45%
Medion AG	MDAX	IFRS	0.194	0.129	0.323	40%
Rational AG	SDAX	IFRS	0.53	0.351	0.881	40%

営業権の減価記入による償却率の100%であるのは、Zapf Creation AGとPfeiffer Vacuum Technology AGで、これらの10社にはDAX関連企業はない。

ところで、貸借対照表日の営業権の付すべき価値beizulegender Wertが継続的に帳簿価額に達しないことが予測される場合には、計画外減価記入がなされなければならない。しかし、この計画外減価記入の原因の滅失によって生じる増価記入（§ 280 Abs.1 HGB）は是認されないのである。

なお、資本連結から生じる貸方差額は、原則として事業の処分までコンツェルン貸借対照表に表示されようが、次年度以降損失発生の実事という規定（§ 309 Abs.2 HGB）にもとづいて、制限された例外的事例につき原則として成果作用的に取り崩される。それには偶発損失引当金Rückstellung für drohende Verlusteの取崩処理のような場合もありとよく解説される。

さらに、Küting, Karlheinzはつぎのような償却負担額の会計処理（Goodwill-Abschreibungs- „Belastungen ”）を示している。

第5表は負担額償却の調査結果であるが、計上利益に対する償却割合の高さ

には驚く。Lanxess AGは386%である。

第5表 高率減価記入（負担額）

企業名	株価指数 (株式市場)	適用会計 基準	税引前前年度利益 (含少数株主分) (百万ユーロ)	営業権の 減価記入 (百万ユーロ)	減価記入前 利益 (百万ユーロ)	負担額の 償却率
Lanxess AG	MDAX	IFRS	- 20	27	7	386%
Heidelberg Cement AG	MDAX	IFRS	- 151.71	345.3	193.59	178%
Evotec AG	TecDAX	US-GAAP	- 93.531	55.824	- 37.707	148%
Indus Holding AG	SDAX	HGB	45.003	23.179	68.182	34%
Ce We Color Holding AG	SDAX	IFRS	11.862	5.39	17.252	31%

あとがき

コンツェルン決算書は国際的に活躍する企業が提供する、より証言力のある決算書aussagefähiger Abschlussとして情報を求める投資家には重要な判断資料である。それによって、コンツェルンの財産、財務および収益状態についての情報Aufschlussがえられる。

貸借対照表上の営業権は資本との関係で財産状態と密接な関連を有するので、決算書が提示する企業の写像に重要な影響を与える。

資本連結における営業権の会計処理はまず§ § 301und 309 HGBに規定される。利益積立金との相殺のようないわゆる非成果作用的処理とは別に、次年度以降少なくとも計上営業権の4分の1を、また所得税法の税務上の減価記入を参考に予想される耐用年数に亘って減価記入が実施される。さらに、成果中立的と成果作用的な処理の併用で、初年度は一部利益積立金と相殺して、その後残額を計画的減価記入とする方法、またはその逆の方法をとることもあるが、これらの方法は議論ありといわれる。

上述のように、Küting, Karlheinzのいうように、会計の国際的調和化がドイツにおいて、営業権の処理にもかなりの影響を与えている。かつて、Aktengesetz 1965 においてコンツェルン会計報告が新規に挿入され、そして§ 334 Abs.3 Nr.1 AktG ではじめて決算書に差額Unterschiedsbetragの別記が規定されたが、ちなみに持分プーリング法は規定されなかった。その後IAS 22に依拠して持分プーリング法の適用が可能となったが、その持分プーリング法の国際的禁止、営業権の成果中立的相殺計算の廃止、計画外減価記入の見直しなどによって、ドイツ営業権会計でもなるべく恣意的処理介入の度を制限できるように努力するのが

趨勢であろう。しかし、現行ドイツ商法の容認する多種の処理方法によりそれらの適用可能なことも現実である。さらに、第5表にみられるように、減価記入額とそれを控除する前の利益との割合は高く、いわゆる100%の限度 100% - Grenze をはるかに超過した企業は3社ほどと指摘される。このような会計処理については、基本的な利益計算の原則elementare Grundsätze der Gewinnermittlungの歪曲に関係する場合を無視できない。そして、積極的・消極的の営業権が現在コンツェルン決算書重視の現状で、間接的ではあっても財務的考慮から、配当利益決定に示唆を与えようとしているとすれば、この調査・分析にみる商法規定の営業権処理の多様性に直面して、将来のあるべき処理方法をIASとの関連で検討するために、必要な資料を提供したものとえよう。

【注】

- 1) Vgl. Selcher, Friedrich Wilhelm und Karsten, Jürgen, Konzernabschlusspolitik und Konzern einheitlichkeit, DB 1989, S.837ff., in: Michael, klar, Aufwandsrückstellungen im Konzernabschlus, WPg 1993, S.278.

ちなみに、経済監査士協会によれば、1984年にすでにコンツェルン決算書の証言力と比較可能性の向上を意識してコンツェルンにおける固有の評価を採用し、基準性の原則の廃止を提言していた（Vgl. Stellungnahme zur Transformation der 7. EG- Richtlinie, Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., WPg 1984, S.509.）。

- 2) EU第7号指令の国内法への変換により、個別決算書のコンツェルン決算書に対する基準性の原則は廃止された。

§ § 331 Abs.1 Nr.1 und 332 Abs. 1 AktGでは、個別決算書の価値評価Wertansatzが原則としてコンツェルン決算書にとっても標準であった。けだし、コンツェルン決算書が固有の評価規定を持たなかったからである（Vgl. Oessling, Hanns- P. und Wiesner, Peter M., Zum Vorschlag einer siebten EG-Richtlinie über die Konzernrechnungslegung (II und Schlu), AG 1977, S.42.）。しかし、現状ではこの基準は採られない。コンツェルン決算書は利益分配Gewinnverteilung、課税および経営環境に対処する経営方針Haltungのための第一義的資料ではないからである。それはまず情報提供機能を持つものといわれる。しかし、個別決算書の資本維持および債権者保護のこだわりによって要請される規制はコンツェルン決算書にとってもそのための計上と評価の選択権の見地から認められよう（Vgl. Havermann, Hans, konzernrechnung -quois?, WPg 2000, S.125.）。

ここで問題とする資本連結において、秘密積立金と秘密負担金を考慮・算入しなければならぬが、それに関連して費用性引当金も商事貸借対照表の段階で連結義務のある自己資本の計算に関連する。したがってこの引当金は、個別決算書に関連するものとコンツェルン決算書に固有のそれとは区別できよう。§ 313

Abs.1 Nr.1 HGBによるコンツェルン決算書に適用される計上と評価法をコンツェルン付属説明書に記載しなければならないという規定に、個別決算書とコンツェルン決算書との実質的相違を認知する証左ありといえよう (Vgl. Michael, Klar, a.a.O., S.284.)。

- 3) コンツェルン決算書の作成者の見地から、買収法がIFRSおよびUS-GAAPによって唯一の承認された処理方法であることを評価するが、同様に、GHBの決算実務でもそれが間違いなく支配的となった (Vgl. Küting, Karlheinz, a.a.O., S.2757.)。

買収法に対比される持分集合による資本連結 (持分プーリング法) が規定されている § 302 HGBによると、適用条件はつぎのとおりである。

- (1) 親会社は少なくとも子会社の持分の90%を保有している。
- (2) 資本参加はコンツェルン決算書に組み入れられる企業の持分発行を定めている協定にもとづいて取得されたものである。
- (3) 取り決めによる現金支払額は発行済持分10%を超えないこと。

ところで、この持分プーリング法は秘密積立金と秘密負担金を表面化しないことによって特徴づけられる。Vater, Hendrickによると、収益状態への効果として持分プーリング法は買収法に比べて優れているという。けだし、後者買収法は結果的に秘密積立金を表面に出し、それによって生じる減価記入がここでは収益状態の歪曲Verzerrungをもたらすという (Vgl. Vater, Hendrik, M&A Accounting: Abschaffung des Pooling of interests?, DB2001. S.1843.)。秘密積立金温存の意向に通じる思考といえようか。

なお、旧株式法にもとづくいわゆるドイツ法deutsche Methodeでは決算日に表示される基礎資本Grundkapital (株式会社の場合) に積立金を加算した自己資本と資本参加の帳簿価額との相殺によって生じる差額はコンツェルン決算書に変更することなく (非成果的処理により)、連結調整勘定として表示される。

現状では、持分プーリング法は、IFRSおよびUS-GAAPで拒否されるが、HGBでは依然規定されて適用の可能性が残されている。

- 4) 同表にある略語について、DAXはDeutscher Aktienindex, MDAXはMidcap-DAX, SDAXはSmallcap-DAX, TecDAXはTechnology-DAX (ハイテク部門についての市場) である。(なお、表には一部別表記を用いている。)
- 5) Vgl. Ordelheide, Dieter, Kapitalkonsolidierung nach der Erwerbsmethode (Teil I) - Zur Umsetzung der 7. EG - Richtlinie in deutsches Recht -, WPg 1984 S. 244., in: Küting, Karlheinz, a.a.O., S.2762.

Küting, Karlheinzによれば、US-GAAPで成果中立的相殺処理はすでに1953年以来禁止されており、IFRSは改定IAS 22をもってこの規制を受け入れている (Vgl. Küting, Karlheinz, a.a.O., S.2762.)。

- 6) Vgl. Küting, Karlheinz, Ebenda.

- 7) 一般に営業権は無形固定資産 (§ 266Abs.2 HGB) か , 貸借対照表副次項目 (§ § 269 und 274 HGB) であるかが問われる。コンツェルン決算書における営業権は無形固定資産であるとの理解には , 借方計上能力Aktivierungsfähigkeitの基準 (とくに独立的換金可能selbständig wertbarの有無) が問題となる。貸借対照表副次項目と理解すれば , 財務政策的見地より , 一種の配当制限の配慮からやや保守的な会計処理を意図しているといえないか。
- 8) Vgl. Küting, Karlheinz, a.a.O., S.2764.
- 9) Küting, Karlheinz, a.a.O., S.2761. 第2表掲載の営業権の多額計上額に驚かされる。わが国のケースでは三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスが合併して出来た三菱UFJファナンシャル・グループの連結貸借対照表 (米国会計基準による , 2005年9月末現在) では , のれん代として3兆1099億円が計上された (「 M&A会計新時代」 , 日本経済新聞 2006.4.13.参照) 。

